



ボランティア活動保険等の補償制度は、社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティア・ボランティアグループ・団体が加入対象です。

ボランティア活動の「リスクマネジメント」と「保険の活用方法」



ボランティア活動は事業活動などとは異なり、自発的な善意でやっているのだから、万一、事故が起こっても、その責任を厳しく問われることは不合理ではないか、と思われがちです。しかしながら、実際に事故が起こった場合には、その状況や損害の程度に応じて、責任を問われるケースがあります。

そこで今回は、ボランティア活動の「リスクマネジメント」と「保険の活用方法」について、ご一緒に考えてみましょう。

1 ボランティア活動に伴う事故とその責任とは？

例えば、高齢者介護や小さな子どもの育成支援ボランティアの場合等では、ボランティアにも相応の善管注意義務(※)が求められ、事故の状況や損害の程度によっては、法的責任まで問われるケースも発生しています。

善意だから、無償の奉仕活動だからといって責任を問われないことはなく、ケースによっては、むしろ厳しく問われることがあると考えべきでしょう。(※)「善良な管理者の注意義務」

2 なぜ「リスクマネジメント」が必要なのでしょう？

今日のボランティア活動は様々で多岐にわたり、活動によっては危険を伴う活動もあります。ちょっとした不注意や不可抗力によって事故は突発的に起こるものですが、決して予測できないものばかりではありません。

ボランティア活動を安全にそして継続的に取り組むためには、その阻害要因となる「リスク(危険)」を予測して、その対策を考え、安心・安全な活動の仕組みを作ることが何よりも大切です。

3 どのようなリスク(危険)があるのですか？

- ・身体のリスク・・・ケガ、病気など
- ・賠償のリスク・・・対人賠償事故、対物賠償事故など
- ・その他リスク・・・人格権侵害、盗難、法令違反など

4 「リスクマネジメント」の考え方

ボランティア活動に伴うさまざまなリスク(危険)を「予測・予見」して、事故を未然に「防止・回避」したり、或いはリスクそのものを他に「移転」する方法もあります。また、事故の「発生頻度の低減」や、事故が起こったとしてもその「損害の程度の軽減」を図る等、あらゆる対策を考え、予め必要な手立てを講じることが大切です。

5 保険の活用方法とは？

ボランティア活動に伴うさまざまな事故が起こった場合に、その経済的なリスクを移転する合理的な方法の一つが保険です。ボランティア活動保険の場合の補償は以下のとおりで、それぞれの補償の役割は異なります。

(1)ケガの補償

偶然な事故により身体にケガを被った場合、補償されます。賠償責任の有無や、その他の保険(社会保険を含みます)とは関係なく補償され、保険金は契約時に設定されている保険金額に基づき、定額のお支払いとなります。

(2)賠償責任の補償

他人のモノを壊したり、他人にケガをさせてしまった場合等、第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合、その負担すべき損害賠償金や訴訟費用等が補償されます。従って、賠償責任保険は、被保険者の損害賠償責任の有無がお支払いの要件となります。

■上記は概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。